

徳島県規則第三十六号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十七条ただし書中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年五月一日から施行する。
- 2 改正後の本則の第三十七条ただし書の規定は、令和四年四月一日以後に締結する請負契約について適用する。